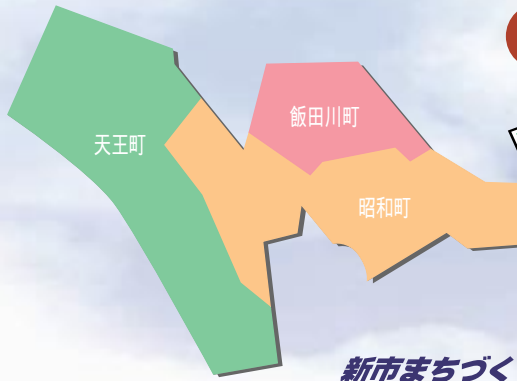


天王町・昭和町・飯田川町



合併協議会だより

第5号 2003年10月

新市まちづくりの将来像

いきいき 36000の夢づくり

一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市



庁舎の利用方法は

『合併時は分庁方式』と確認

平成十五年八月二十七日（水）飯田川町役場正庁において、第三回合併協議会が開催されました。

はじめに石川光男会長は『期限は限られているが、拙速は避けて、堂々と議論を展開し、より良い市の誕生を目指したい』とあいさつ。

協議会は委員等二十二名が出席し、新市事務所の位置など七項目と前回継続協議となっていました新市の名称について協議が行われました。

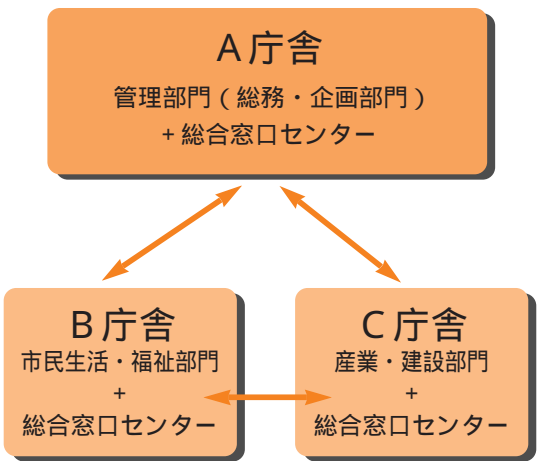
新市の事務所の位置について

（庁舎の利用方法の確認）

事務所の位置については、合併時は三町の既存庁舎のいずれかの位置とし、庁舎の利用方法については、分庁方式（三町の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分けて利用）とすることについて原案のとおり確認しました。

分庁方式の例

A庁舎は管理部門、B庁舎は市民生活・福祉部門、C庁舎は産業・建設部門と、三町の庁舎に行政機能を業務部門毎に振り分けるものであり、それぞれに総合窓口センターを付帯させたもの（現在の窓口業務をそのまま残す）



【業務部門毎に振り分け利用する】

総合窓口センターは、住民がよく利用する窓口業務を行う。（戸籍・住民票発行、税の納付、税証明、福祉・年金申請 等）



協議事項

《継続協議》

新市の名称について

（名称の決定方法の確認）

新市の名称公募について、応募基準のなかで現在の三町の名称を「使用する」「使用しない」で意見が分かれました。

「使用しない」という意見では「新しい市を設置する新設合併とすることから、三町の名称を廃した公募をすべき」などがありました。

一方、「使用する」という意見では「多数決でなく名称選定小委員会で候補を絞り込み、合併協議会で決定するので公募には条件をつけるべきではない」などがあり、再度、持ち帰って委員から検討していただくこととし、継続協議となりました。

財産の取扱いについて

（財産及び債務の取扱い）

三町の所有する財産及び債務について（財産区を除く）は、基金の扱いを三町それぞれ（持ち分として支出する意見や、基金を平等にする意見、基金の支出を限定しないで新市において支出する意見があり、時間をかけて十分協議するとして、継続協議となりました。

新市将来構想について

天王町・昭和町・飯田川町の三町の合併によって誕生する新しい市の将来の姿や、まちづくりの方向性を示すものとして原案のとおり確認しました。（詳しくは四ページを参照）

新市建設計画について

（策定方針の確認）

「市町村の合併特例に関する法律」に基づき作成する市町村建設計画（新市建設計画）については、次のような策定方針とすることによって原案のとおり確認しました。

三町が現在策定している基本構想及び国・県の計画等との整合性を図りながら、将来を展望した長期的視野に立ち、新市の将来進むべき方向を明確に定めるものとする。

公共施設の統合整備は地域バランスに留意するとともに、合併特例債など国・県の財政支援措置を十分活用しながら、健全な財政運営が可能な計画とする。

基本方針を実現するための主要事業については、

予算の確定や事業箇所決定、各事業間の優先度の判断など、不確定な部分が多岐にわたることから、具体的な内容については、新市において検討するものとし、新市建設計画ではその大枠を定めるものとする。

地方税の取扱いについて

個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・特別土地保有税の税率等は、三町とも差異がないことから現行のとおりとす。また、三町で差異のある部分については、平成十七年度より次のとおり統一する。

- 固定資産税の納期は、天王町及び飯田川町の例（第四納期）について十一月一日～十一月三十日）
- 軽自動車税の納期は、天王町及び昭和町の例（四月十一日～四月三十日）
- 入湯税は、天王町の例（税率・入湯客一人一日一五〇円 課税免除・年齢十二歳未満の者 等）
- 鉱産税は、昭和町の例（税率・鉱物の価格の二％）
- 二〇〇万円以下〇・七％ 納期・毎月十五日（同月末日）

原案のとおり確認しました。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

（決定方法の確認）

議会議員の定数及び任期について調査・検討し、合併協議会で決定することについて、原案のとおり確認しました。

議会議員の定数及び任期については、次の三つの案があります。

原則

合併前の三町の議員はすべて身分を失い、合併後五十日以内に新たな議員の設置選挙を行う。

定数特例

法定定数の二倍以内で議員定数を設定し、合併後五十日以内に設置選挙を行う。

在任特例

合併前の三町の議員全員が合併後一年以内の期間、引き続き在任する。

今後協議検討されこのいずれかが、選択されることとなります。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

（決定方法の確認）

農業委員会委員の定数及び任期について調査・検討し、合併協議会で決定することについて、原案のとおり確認しました。

選挙による委員の取扱いについては、次の二つの案があります。

原則

合併前の三町の委員は、合併後五十日以内に新たな委員の設置選挙を行う。

在任特例

合併前の三町の委員全員が合併後一年以内の期間、引き続き在任する。

（選任による委員の特例はありません）



新市の事務所の位置について
 (合併時の事務所の位置の確認)
 新市の事務所の位置については、本庁舎を三町のどの役場の位置にするか協議されました。その中で、「町民の利便性を考え、比較的新しい庁舎でもあり場所的にも地域の中心で

協議事項
《継続協議》
新市の名称について
 (名称の決定方法の確認)
 前回と同様、公募の応募基準の三町の名称使用について協議され、その中で「より多くの民意を吸収するために三町の名称は使用すべき」「新市としてスタートするのだから、三町の名称は使用しないほうがいい」などの意見があり、次回へ継続協議となりました。

《継続協議》
電算システムの取扱いについて
 前回と同様、基金の取扱いについて、「三町それぞれの持ち分として地域振興の事業推進に使用すべき」「財産はすべて新市に引き継ぎ、合併後に検討すべき」などの意見が出されましたが、決定にはいたらず継続協議となりました。

《継続協議》
財産の取扱いについて
 (財産及び債務の取扱い)
 ある昭和町役場を本庁舎にすべき」「人口密度の高い天王町の役場庁舎を本庁舎にすべき」「結論を急がず、議論を尽くすべき」などの意見が出され、次回以降にあらためて協議することとし、継続協議となりました。

電算システムは『合併時に統合』と確認

平成十五年九月二十五日(木)昭和町農村環境改善センターにおいて、第四回合併協議会が開催され、委員等二十一名が出席、約五十人が傍聴しました。はじめに石川光男会長が「県内外の合併協議の例にあるよう、生みの苦しみとも言える状況に直面している。私も協議会においても、正にここ数ヶ月がある意味で山場であると思っっている。意見の違う部分について、いかに折衷案を探りながら、三町合併のあるべき姿を協議しあうことが大事である」とあいさつ。続いて新市の事務所の位置など二案件と前回継続協議となっていた新市の名称など二案件について協議されました。

【新市将来構想】

将来像

活き生き36000の夢づくり

一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市

将来像の実現に向けた基本目標として、次の5項目を設定します。

基本目標

環境と調和し快適で
 安らぎのあるまち
 安心して楽しく健やかに
 暮らせるまち
 活力と創意工夫で
 豊かに暮らせるまち
 生涯学び心豊かな
 人を育むまち
 ともに支え温かに
 ふれあえるまち

将来像実現のための基本的な考え方

次の点に留意することにより住民を主役としたまちづくりを進め、まちづくりにかかる行財政コストを削減していきます。

- 1 住民組織と行政の関係の再構築
- 2 市民活動の促進
- 3 行財政運営の効率化

将来構想とは？

『新市将来構想』は、天王町・昭和町・飯田川町の3町の合併によって誕生する新しい市の将来の姿や、まちづくりの方向性を示すものです。

1

活き生き36000の夢づくりとは？

「36000」は、新市のすべての住民、すべての地域を意味します。新市に住む誰もが、良好な環境の中で活き生きと楽しく活動・生活でき、生きがいを持って暮らし、魅力的で活力にあふれた夢のある地域をつくることをめざします。

2

一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市とは？

一人ひとりの個性や生き方が尊重され、人と環境に配慮した、田園と都市が両立した魅力あふれるまちづくりをめざします。

新市誕生までの 主な手続き

合併協議会の設置

合併に必要なあらゆる事項について協議・決定
新市建設計画について協議・作成

合併協定書の調印

合併協議会での3町の話し合いの結果の主要
部分は、合併協定書にまとめられます。

3町議会の議決

合併協定書に沿って3町の議会が議決します。

知事への申請

3町の町長から知事あてに申請されます。

県議会の議決・知事の決定

県議会の議決を経て、知事が合併を正式に決
定します。

市になる合併である3町の場合は総務大臣の
同意が必要となります。

総務大臣への届出・ 総務大臣の告示

総務大臣の告示によって、合併の効力が発生
し、『新市』が誕生します。

協議会委員紹介コーナー

協議会委員の皆様の合併に向けた熱い意気込みと抱負をご紹介します！
今号は、第3号委員（住民代表）を掲載します。



天王町委員
佐々木 吉 男

新市誕生を二年後に控え、協議を重ね三町の姿が少しずつみえてきています。古くから様々な繋がりのある地域であり、親しみのある地域であるので合併後の新市は三万六千人の市民が一つになり、夢のある市が誕生することと思っています。この一大イベントの委員として誇りと情熱を持って協議に臨みたいと思っています。



昭和町委員
館岡 哲

この度、浅学非才な私ですが、三町合併協議会住民代表委員の大役を引き受けさせていただきます。当協議会では、毎月会議を開き、新市になるため真剣な討議をしております。各協議委員等の意見を踏まえ、いかに各地区にサービスの行き届いた、住みよい新市づくりをしていこうかと一生懸命勉強しているところです。よろしく願います。



天王町委員
鈴木 久米雄

目標は、活気のある新しい都市像を実現していく事。そのためには、農業・商工業を含めた産業振興計画に理解を深めていく必要がある。そのうえでそれぞれの地域ニーズと合致するまちづくり計画に論を尽くしていくことが大事であると思う。「新しい酒は新しい革袋に入れて飲む」の
がおいしい。



昭和町委員
南都 武 男

法定協議会を立ち上げ協議が開催され委員として事の重さを痛感しております。協議は課題も多いが、その課題を解決し対等合併の意義を尊重し、三町住民の思いが反映された魅力あるまちづくりに努力してまいります。住民が主体の行政、サービスの低下を招く事なく将来に安心・生きがいの持てる新市誕生に向け活発な意見を述べていきたいと思えます。



飯田川町委員
伊藤 義 弘

地方分権時代の新風が到来し、合併議論は時代の趨勢とも言えよう。社会構造の変化・少子高齢化・財政等課題は山積みしているが、地域が決定・地域の責任で運用することが求められております。合併はまちづくりでもあります。希望に満ちた将来を構想し、住民が快適に暮らせる環境づくりについて、協議会で論じて行きたいと思っております。



飯田川町委員
鈴木 政 亜

平成十二年に、地方分権一括法が施行された。町民自らの責任で行政サービスが決定出来るようになった。三町には、それぞれ歴史、文化があり、町に対する思い入れの強さを合併協議会を通じ強く感じている。こうした中での合併は、自らの参加でまちづくりが出来るというメリットがある。未来に向けて夢のある新しい町づくりが出来ると確信する。



天王町委員
三浦 トシ子

合併協議会の委員として、大変な重責を痛感しております。三町が手を取り合って、立ち上がった協議会を重ねるにつれ、新市への取り組みべき施策について、委員の意見交換も活発となってまいりました。住民が生き生きと輝き、活力ある「まちづくり・人づくり」をするためにも、微力ながら努めてまいりますので、よろしく願います。



昭和町委員
淡路 徹

合併新市誕生は将来を担う若者達が誇りに出来る「魅力ある地域づくり」の具体化を考えます。行政の効率化、財政健全強化、力強い産業の育成充実等々緊急課題が山積みする中、五十余年の既存の枠組みから広域化に対応した大きな視野と新たな観点で協議が結実する様努めて参ります。協力の継続が、新市の活力を生み出し市民の為になると考えます。



飯田川町委員
小玉 喜久子

地方自治体の財政など「未来」を考える上での今回の合併。住民代表として、何よりも「合併してよかった」と地域の皆様が思える三町の合併でありたい。協議会には、広い視野で臨みたいし、住民サービスの低下を招かない「新市建設計画」となるよう努力したい。女性の立場からも、協議会委員として責任の重みを感じている。

てんのう・しょうわ・いいたがわ

フォト・ギャラリー



天王町公民館



昭和町公民館



飯田川町公民館

天王町図書館



昭和町学習館（図書室）

information

インフォメーション

第5回合併協議会は、平成15年10月24日（金）午後2時から天王町図書館で開催します。

どなたでも傍聴できます。お気軽においでください。



<http://www.tsi-gappei.jp/>
E-mail: soumu@tsi-gappei.jp

ホームページを更新しました！

事務局

〒010-0201 南秋田郡天王町天王字上江川47-610 天王町保健センター2階
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事務局

電話 018-870-6566 FAX 018-878-7215

印刷/株式会社 塚田美術印刷